

原告 神戸市湾岸開発株式会社
被告 中島興業株式会社 外1名

証拠申出書

平成28年10月28日

神戸地方裁判所第5民事部1B係 御中

原告 神戸市湾岸開発株式会社

原告は、下記のとおり証拠の申出をする。

記

第1 証人尋問の申出

- 1 証人の表示
〒596-0075
大阪府岸和田市中町 4-17
板谷金太郎(同行30分)
- 2 立証の趣旨 各尋問事項記載事実
- 3 尋問事項 別紙のとおり

第2 当事者(原告代表者)尋問の申出

- 1 当事者(原告代表者)の表示
〒675-2213
兵庫県加西市西笠原町172-2
篠田榮太郎(西岡榮太郎)(同行30分)
- 2 立証の趣旨 各尋問事項記載事実
- 3 尋問事項 別紙のとおり

陳 述 書

この裁判において私が裁判所に申し上げたいことは次のとおりです。

第1 山本について

私が松岡秀昌氏（以下「松岡氏」といいます。）を紹介されたのは、神戸市湾岸開発株式会社の篠田榮太郎氏（以下「篠田氏」といいます。）からです。平成28年6月20日付陳述書で申し上げましたとおり、私は、松岡氏の依頼によって、弘道会の若頭だった高山清司氏（以下「高山氏」といいます。）と交渉をしました。

この交渉の前後に、私は、松岡氏と何度も三宮などで会いました。私が松岡氏と会うのは、篠田氏を通じてです。

山本という男は、元々私の若中でした。山本は、私の若中にすぎませんから、松岡氏と直接連絡を取るようなことはありませんでした。山本はそのような立場にありません。ましてや、山本が、私の窓口となって、松岡氏から今回の仕事の依頼を受けるなどということはありません。松岡氏は、山本に対して、「フロント企業との折り合いがつかじらうかと問い合わせたところ、『話をしてみます』との返答がありました」などと陳述書で述べておられます。山本に、弘道会との交渉ごとができるかどうかの判断などつくはずありません。

また、報酬について、松岡氏は、山本と何らか金額交渉を重ねたなどとおっしゃっていますが、それもありません。山本は高山氏と口をきける立場にもありません。高山氏との交渉は、私が行ったのです。いってみれば使いつ走りの山本に、私が自分のしのぎの金額交渉を任せるはずありません。山本がそのような出しゃばったことをするはずありません。

報酬を5000万円とすることで、私が、松岡氏と合意した事実もありません。

第2 ホテルオークラでのことについて

平成27年7月15日、私は、篠田氏と松岡氏の3人で会いました。

このとき、松岡氏は、「未払金などないし、お金を支払うつもりは全くない」などと言っていません。ただ、会談の当初、松岡氏は、篠田氏から、「金太郎君に払わなあかんお金があるんと違うの」と言われたとき、「いや、西岡さんに払いました」というようなことは言っていません。しかし、それに対して、篠田氏から、「そんなお金は受け取ってない。いつ、どないしてうちに払うたんよ」と言われて、松岡氏は、「やっぱり払ってないと思う」と答えていました。

それで、篠田氏が、「あとは2人で話しして」と言って部屋を出て行きました。私と松岡氏は、残るお金の支払いについて話をしましたが、松岡氏は、この日は、「ちょっと待ってください」というだけで、いついくら支払うという話は聞かせてもらえませんでした。松岡氏から改めて連絡をもらうという約束で、この日は松岡氏と別れました。

平成27年7月15日のやり取りは以上のようなものです。松岡氏から、「私と山本某氏との間で何度も話をして最終5000万円で決着済みのことであり、その間のやりとりと最終の金額は山本某氏から報告を受けているはずだ」などと言われたことはありません。私は、「それは聞いている。当時は、まだ金銭的な余裕もあったので納得した」などと言ってもいません。松岡氏の言うとおりで、それこそ、私は、法律的に請求出来ないような請求をしていることとなります。反社会的勢力への風当たりが厳しい今、そのような要求をすればどうなるのか、私はわかっているつもりです。私としては、これは違法でも何でも無い、真つ当な請求・要求だと思うからこそ、松岡氏と会ったのです。そもそも、松岡氏にしても、本当に私が法律的に請求出来ないような請求をしてきていると思うのなら、わざわざホテルの部屋を取るようなことをする必要はないと思います。断固として面談や電話での対応を拒絶して、警察に電話1